

葛飾区一時保育利用料助成金のFAQ

項目番号	質問	回答
1	一時保育とはどういった事業か。	通院やリフレッシュなど理由を問わず、一時的にお子さんを保育所等でお預かりする事業です。 一時保育の利用には、事前の利用登録が必要です。 (事前に登録料がかかる施設もあります。)
2	一時保育を実施している保育所等はどこで確認できるか。	葛飾区のホームページで確認できます。 (ページ番号1002377)
3	どういった場合に助成金を申請できるか。	以下の要件を全て満たす方が申請できます。 ①葛飾区の一時保育を利用する子どもの保護者であること。 ②一時保育を利用する子どもが教育・保育認定子どもでないこと。 ③ 認証保育所等に在籍又は利用せず 、家庭で保育していること。 ④一時保育を利用する際に子ども及びその保護者の住民票があり、区内に居住していること。 ⑤同種の補助金を他から受けていないこと。
4	教育・保育認定子どもでないとはどういうことか。	幼稚園等に通うための1号又は新1号認定や保育所等に通うための2号、新2号、3号又は新3号認定を持たない子どもです。
5	認証保育所等とは何か。	認証保育所、認可外保育施設及び定期利用保育を言います。
6	認可外保育施設の一時保育やベビーシッターを時々利用しているが申請できるか。	在籍となっていないのであれば申請できます。
7	子育てひろばをよく利用しているが申請できるか。	申請できます。
8	一時預かりベビーシッター利用支援事業と併用することはできるか。	3に記載の要件を満たすのであれば、併用できます。
9	助成対象の経費は何か。	一時保育の利用料です。ただし、登録料、キャンセル料、教材費、英会話等の受講料、入会金、年会費、実費払として発生する食事代、おむつ代及び個人的な経費は含みません。
10	いくら助成されるのか。	一時保育の利用 1時間当たり125円で助成し、子ども1人当たり月額8,000円上限で助成します。
11	申請書はどこで手に入るか。	葛飾区のホームページからダウンロードできます。
12	申請にはどういった資料が必要か。	利用料の支払いが確認できる書類が必要です。 利用した際の領収書等を添付してください。 領収書で利用料が確認できない場合は、利用施設にお問い合わせいただき、領収書の内訳書をご提出ください。
13	申請期日はいつまでか。	葛飾区のホームページでお知らせいたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。